

○大津市協働を進める三者委員会の運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例（平成23年条例第1号）

第14条第11項の規定に基づき、大津市協働を進める三者委員会（以下「委員会」という。）の運営に關し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に關係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、市民部自治協働課協働のまちづくり推進室において処理する。

（平23規則44・令2規則32・一部改正）

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第44号）抄

(施行期日等)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。